

## キシレン・ホルマリン・廃油収集運搬及び処分業務仕様書

### 1 概要

当業務は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「当センター」という。）より排出されるキシレン・ホルマリン・廃油（以下「廃液等」という。）について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」ほか廃棄物及び環境保全に関する国または地方自治体の定める法律、条令、マニュアル等（以下「関係法令等」という。）に従い収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行い、中間処理施設において廃液等の処分及び最終処分を行う業務である。

### 2 排出場所

当センター 管理棟地下1階 産業廃棄物保管庫  
岐阜県岐阜市野一色 4-6-1

### 3 実施要領

#### (1) 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

#### (2) 予定数量

キシレン	1,600 k g
ホルマリン	6,900 k g
廃油	600 k g

#### (3) 履行内容

- ア 受託者は受託者の責により、関係法令等の定めに基づき適正に行わなければならない。
- イ 収集運搬業務は、当センターから排出される廃液等を収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行う業務とする。
- ウ 処分業務は、収集運搬業務によって搬入される廃液等の中間処理及び最終処分を行う業務とする。

#### (4) 収集運搬業務の実施日時等

- ア 搬送回数は月1回程度とし、当センターの産業廃棄物保管庫が満載とならないよう搬送日、搬送時間、その他詳細な搬入方法については、当センター、受託者で協議のうえ決定する。
- イ 廃液等の積載後は、集積場所内外を清掃し、常に環境衛生の保持に努めるものとする。

#### (5) 収集運搬方法

- ア 廃液等の収集運搬に当たっては、搬出地及び搬入地の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（必ず引取対象物が事業の範囲内に含まれていること。）の収集運搬業許可を受けている者が自ら行うものとする。
- イ 廃液等の収集運搬については当センターの指定場所（産業廃棄物保管庫）から収集し、特産産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた処分施設まで運搬するものとする。
- ウ 本業務に使用する車両は、関係法令等に適合した車両とすること。
- エ 運搬途中の積替え保管を行う際は許可を有している施設にて適正に行うものとする。

#### (6) 処分方法

- ア 廃液等の処分に当たっては、処理場所在地の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（必ず引取対象物が事業の範囲に含まれていること。）の処分業許可を受けた者が自ら行うものとする。
- イ 廃液等は、焼却あるいは中和処理するものとし、焼却あるいは中和処理後の残渣物は、適法に最終処分地にて処分するものとする。なお、残渣物がない場合はこの限りではない。
- ウ 焼却あるいは中和処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、当該施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

#### (7) 作業の完了報告及び確認

作業の完了報告及び確認は、電子マニフェストにより行うものとし、当該マニフェストの取り扱い方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3に基づき、適

正な処理を行うものとする。

(8) その他

- ア 受託者は、収集運搬の際、受託者の責に帰すべき事由により当センターの建物・設備等に損害を与えたときは、全て受託者においてその賠償の責任を負うものとする。
- イ 受託者は、収集運搬作業及び処分作業に伴い当センターまたは第三者に損害を与えた場合、業務従事者が業務上の負傷または死亡した場合、その一切の行為について、その賠償責任を負うものとする。
- ウ 許可事項等に変更があった場合、受託者は速やかにその旨を当センターに通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- エ 収集運搬業務と処分業務で受託者が異なる場合には、それぞれの受託者と契約書を締結するものとする。
- オ 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。
- カ 契約の履行に当たって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならないものとする。
- キ 暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、履行期間の延長変更を請求することができるものとする。
- ク この仕様書に明記のない事項について疑義が生じた場合は、その都度当センター・受託者間で協議の上解決するものとする。